

総社市障がい者計画・第3期総社市障がい福祉計画

平成24年3月

総社市

ご あ い さ つ

東日本大震災後、全国的に「絆」の大切さがクローズアップされています。

総社市では、「未来につなぐ 人の絆 地域の絆」を合言葉に、市民や地域、学校や企業、各種団体と協働しながら、「私たちが考え、私たちが実行していくまち～自立できる総社市～」の実現を目指し、市民一人ひとりが「住んでよかった」「住み続けたい」と真に実感できるまちづくりに挑戦しています。

誰もが住みよいと感じられるまちづくりとは、障がいの有り無しに関わらず、誰もが地域で自分らしく暮らすことができる社会の実現にほかなりません。

こうした考えをもとに、このたび障がいのある人の生活全般に関する施策を推進するための指針として、「総社市障がい者計画・第3期総社市障がい福祉計画」を策定しました。

重点課題としては、「障がい者千人雇用の実現」を掲げ、就労と生活を支援する「障がい者千人雇用センター」の設立など、総社市が全国に発信する新しい障がい福祉行政のあり方を示しています。

障がい者千人雇用が実現したとき、この総社のまちは、障がいのある方々がいきいきと胸を張って暮らしていくことができるまちとなり、全国の障がい者雇用のモデルケースとして、日本の形を変えていくと確信しております。

市民の皆様には、この趣旨にご理解をいただき、障がい者福祉の向上のため、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました総社市障害者施策推進協議会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などを通じてご協力いただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

総社市長

尾岡 聡一



目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	1
3. 計画の基本理念と基本的な視点	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の基本的な視点	2
4. 計画の重点課題	3
1 就労の機会を得ること	4
2 就労が継続すること	4
5. 計画の体系	6
6. 計画の策定体制	7
1 総社市障がい者実態調査	7
2 障がい者団体との意見交換	8
3 総社市障害者施策推進協議会	8
4 総社市地域自立支援協議会	8
5 総社市障がい者千人雇用委員会	8

第2章 総社市の現状

1. 人口等の動向	9
1 人口推移	9
2 人口構成	10
2. 障がい者の状況	11
1 身体障がい者※	11
2 知的障がい者※	14
3 精神障がい者※	15

第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1. 啓発・広報	17
1 啓発・広報活動の推進	17
2 福祉教育等の推進	19
3 ボランティア活動の推進	21
2. 生活支援	22
1 相談・情報提供の充実	22
2 障がい福祉サービスの充実	25
3 経済的自立の支援	26
4 権利擁護の推進	27
3. 生活環境	28
1 バリアフリー※化・ユニバーサルデザイン※の推進	28
2 障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進	31
3 移動方法、交通手段の充実	32

4. 教育・育成	33
1 療育※, 教育相談, 就学指導体制の充実	33
2 社会教育の充実と生涯学習の推進	37
5. 雇用・就業	38
1 「障がい者千人雇用」の実現	38
6. 保健・医療	48
1 疾病の予防と障がいの早期発見	48
2 早期療育※の充実	51
3 精神保健福祉施策の推進	52
4 難病施策の推進	53
7. スポーツ・レクリエーション, 文化活動	54
1 文化活動の促進	54
2 スポーツ・レクリエーション活動の推進	55
3 地域交流の促進	55
第4章 障がい福祉サービス等の事業量の見込み	
1. 平成26年度の数値目標	57
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	57
2 福祉施設から一般就労への移行	58
3 就労移行支援事業の利用者数	58
4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	59
2. 事業量の見込み	60
1 障がい福祉サービス等の事業量見込み	60
2 地域生活支援事業の事業量見込み	71
3 児童福祉法上のサービス	81
第5章 計画の推進体制	
1. 関係機関等との連携	83
2. 計画の進捗管理	83
資料編	
1. 近年の主な法整備	85
2. 総社市障害者施策推進協議会条例	86
3. 総社市障害者施策推進協議会名簿	87
4. 総社市障がい者千人雇用推進条例	88
5. 障がい者雇用に関する各種協定書	90
6. 自立支援協議会の委員から寄せられた意見（一般）	93
7. 自立支援協議会の委員から寄せられた意見（事業者）	96
8. 用語解説	98

本文中, ※ がついている単語は, 資料編に用語解説があります。

1. 計画策定の背景と趣旨

平成18年度に身体、知的、精神という障がいの種別ごとに分かれていたサービスの仕組みを一元化し、身近な市町村の役割が重視された障害者自立支援法が施行されました。

現在、国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備を始めとする障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣に障害者制度改革推進本部を設置し、障害者制度改革推進会議においては、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を基本的な考え方として、障害者基本法の改正や障害者自立支援法に代わる新たな制度について検討しています。

本市では、平成17年3月22日に総社市、山手村、清音村が合併したことに伴い、新たな福祉施策全般の見直しを行うとともに、障がい者施策の一層の充実を図るため、平成19年に「総社市障害者計画・障害福祉計画」を策定しました。平成21年には「第2期 総社市障害福祉計画」として見直しを行い、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

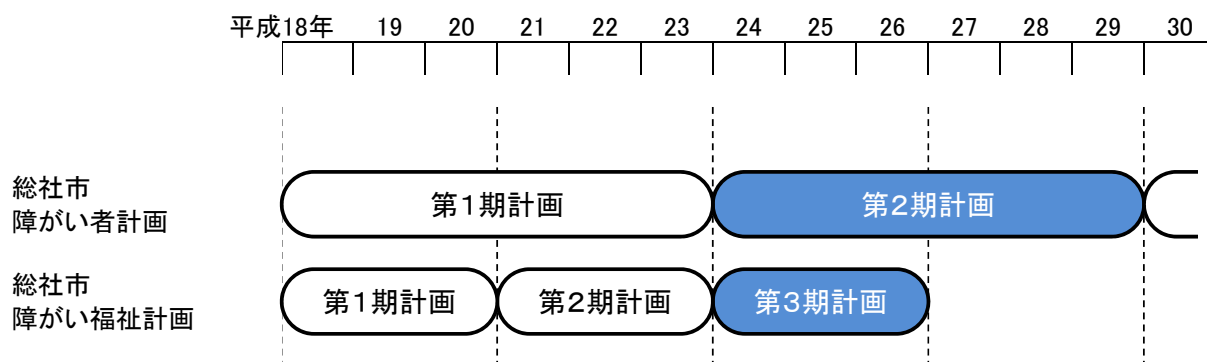
本計画は、これらの法整備に加え、急速な高齢化の進行に伴う身体障がい者^{*}の増加や発達障がい^{*}、情緒障がい^{*}などのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向を踏まえ、本市において障がいのあり、なしにかかわらず、すべての人が社会の一員であるという自覚のもとに能力を最大限に発揮し、いきいきと働くなど、自分らしく暮らせる社会の実現を目指し策定しました。

2. 計画の位置づけと期間

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がい者のための計画で、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の指針、総社市総合計画や本市の保健福祉分野における各計画とも整合性を図りつつ策定しました。

また、障がい福祉計画は障害者自立支援法第88条第1項により策定が義務付けられているもので、本市で策定している総合計画や関連計画等を踏まえ、市が障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサービス等を提供するための基本的な考え方や数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

障がい者計画の計画期間は平成24年度から平成29年度までの6年間とし、障がい福祉計画（第3期）の計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間とします。



3. 計画の基本理念と基本的な視点

1 計画の基本理念

平成23年に策定された「総社市総合計画」では、「未来へつなぐ人の絆、地域の絆」を掲げています。市民が「絆」で結ばれ、地域で支えあいながら生活していく中で、障がい者も自立し地域社会に参画できることを目指しています。

「総社市障害者計画・障害福祉計画」（平成19年3月策定）では、計画の基本理念として「ともに安心して暮らせる社会の実現」を掲げ計画を推進してきました。計画の見直しに際して前期計画の基本理念を引き継ぎつつ、総合計画等の整合性も考慮しながら「すべての人が、自分らしく暮らせる社会の実現」を基本理念としました。

人それぞれ障がいの部位や程度は異なりますが、本人がひとりの人間としてできることを最大限に活かすことが日々の暮らしの中でできたとき、その状態を「自分らしく暮らせる」と表現しました。

【計画の基本理念】

すべての人が、自分らしく暮らせる社会の実現

2 計画の基本的な視点

(1) 障がい者がいきいきと働くために（重点課題）

障がい者が就労を通じて地域とつながり、生きがいを持って働くことは本市の悲願です。本計画では、障がい者の就労を重点課題にし、障がい者が安定した就労環境の中でいきいきと働けるよう、雇用の場の創設のみならず就労の安定化に向けた施策に地域全体で取り組み、目標の実現を図っていきます。

(2) 地域でともに生活するために

障がいや障がい者についての理解を深めるとともに、ノーマライゼーション*の実現に向けて、障がい者が地域の中でともに生活できるように保健福祉サービス等を受けやすい体制を確立していきます。

(3) 安全で快適な暮らしを確保するために

施設のバリアフリー*化を進めるとともに、地震、水害、火災や犯罪に対応するため、地域の防災、防犯ネットワークを活用しながら障がい者を地域で守ることができる体制を構築します。

(4) 生活の質を向上するために

障がい者の社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、福祉用具や情報処理機器の普及を進めるとともに、余暇活動を楽しめるようなソフト・ハード両面の整備に努めます。

4. 計画の重点課題

計画の基本的な視点の第1項目に挙げた「障がい者がいきいきと働くために」を本計画における重点課題とします。

人は、人として生まれてきた限り、人としては平等であり、「人間の尊重」あるいは「人権尊重」の考え方をだれも否定することはできません。

こうした「人間尊重」の考え方を大前提に置き、障がい者の問題を考えるとき、障がいがあることが原因・理由となって出てくる様々な不利益あるいは不都合を、本人あるいは家族の責任だとして、当事者だけに負わせることは不合理であり、社会全体で障がいからくる不利益や不都合を補っていくことは当然のことです。

一方、障がい者本人あるいは家族等も、一人の人間として、自分でできることをするのも当然のことであり、他者からの支援を受ける側にとどまらず、少しでも自立へ近づき、できれば与える側へ移行していくことが求められます。

これまでは障がい者の就労に関する支援は福祉的な視点から行われることが多かったと言えます。しかし、総社市障がい者千人雇用委員会から提出された中間報告にもあるとおり、障がい者がいきいきと働くためには、障がい者を社会的弱者と位置づけ、一方的な支援を行う従来の取り組みでは十分ではありません。

障がい者の就労は、仕事を提供する側（企業など）、仕事を受け取る側（障がい者）、その支援と調整をする側（行政、施設、事業者その他の関係機関）が同じ土俵で、同じ価値観と理念そして基本方向を持つことが重要です。

また、障がい者雇用への対応が、参加型社会、市民参加といった市民、企業、行政の意識改革と行動改革につながり、障がい者就労問題にとどまらず、外国人も含むさまざまな市民が、不利益や不都合を受けることなく、健康で安心できる生活を享受できるまちが実現することにもつながると考えます。

本市では、障がい者が働くことを障がい者個人及び社会の両サイドから、そして権利と義務の両面から積極的にとらえ、その雇用が全体としてどのような社会的メリットを持つのかを市内すべての事業所に浸透させるとともに、雇用の受け皿を拡大し、また障がい者の就労継続に必要な支援を行うことで、障がい者の雇用と経済的な発展を同時に達成していくことを目指します。

障がい者がいきいきと働くためには、まず就労を得る機会がなくてはなりません。次に、安定した就労環境を継続することが大切です。そこで、本計画では「就労の機会を得ること」と「就労が継続すること」の両面から取り組みを進めていきます。

【計画の重点課題】

障がい者がいきいきと働くために

1 就労の機会を得ること

(1) 市内すべての企業に障がい者雇用が企業の発展に不可欠であると啓発する

現実の社会には様々な人が生活しており、その多様性が人類の革新を創出してきた歴史があります。それぞれの企業においても、多様な個性を持つ従業員がそれぞれの力を十分に発揮することで大きな革新を生み、それが企業の発展・成長につながるのです。現在の我が国は経済的に閉塞感のある状況ではありますが、それだからこそ、障がいのある人を含めた多様な人材を組織内に受け入れることで、次代の革新を生み出す原動力につなげていくことが必要であると言えます。

本市では、障がい者を受け入れる企業側の認識の転換を図り、障がい者雇用が企業の発展のために必要不可欠であるということの啓発を、その規模にかかわらず市内のすべての企業等を対象に行います。

(2) 雇用を創出するために、受け皿を拡大する

景気の低迷が続いていることから、経営環境が悪化し新たな人員を採用する余裕の無い企業が少なからずあることも事実です。また、市内には法定雇用率*の対象外である従業員が56人未満の中小企業が多いことから、市外から体力のある企業や特例子会社の誘致を行うことで雇用の受け皿そのものを増やしていくことが必要不可欠であると考えます。

また、就労の安定化のための就労・生活支援体制の拠点づくりを構築する必要があります。

2 就労が継続すること

就労を継続することは就労の機会を得ること以上に難しい課題であると言えます。就労を円滑に継続するためには、障がい者本人に対する支援や雇用主に対する支援のほか、障がい者の家族に対する支援も必要となってきます。

(1) 障がい者本人に対する支援を行う

障がい者本人に対しては、職場における人間関係やコミュニケーションに関する支援が必要です。また、各々の職場には就業時間をはじめとする規則が定められており、それらを順守する必要があります。その上で、職務内容を理解し、作業を遂行していく必要があり、これらをサポートすることが不可欠です。

(2) 雇用主に対する支援を行う

雇用主に対しては、障がいそのものに関する知識が不足していることが考えられることから、障がい特性の理解や障がいに配慮した対応方法、医療機関との連携方法等についての情報を提供する必要があります。また、障がいの部位や程度によって作業内容や工程を工夫したり、補助具等を設定したりするなどのアドバイスを行うことが必要です。さらに、職務遂行に係る指導方法や指示・注意の仕方、障がいの知識に係る社内啓発の方策等に係る助言も必要です。

(3) 家族に対する支援を行う

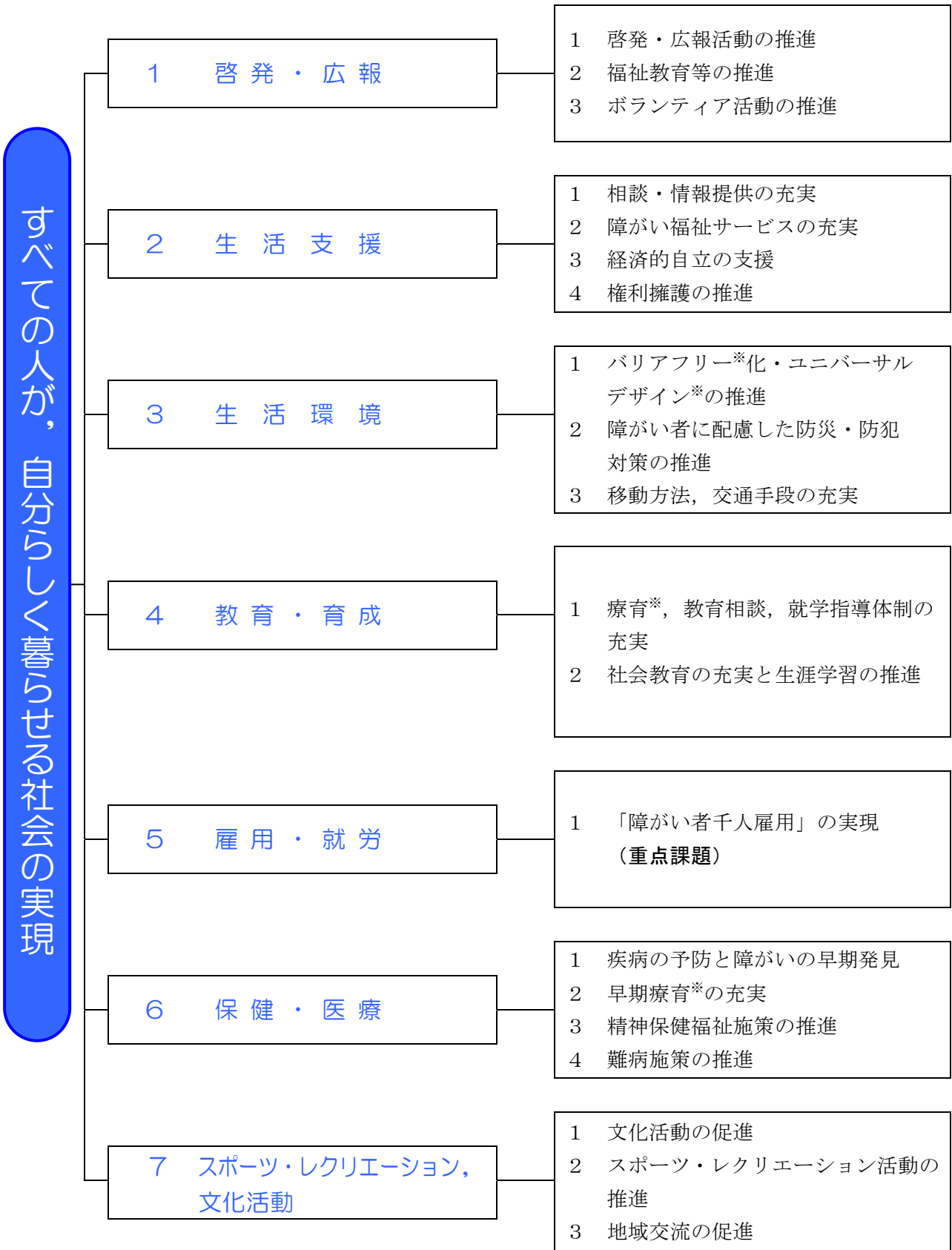
障がい者が就労することによる生活環境の変化に対応し、就労を継続していくためには、家族のサポートも大切になります。障がい者本人の職業生活を支える家族に対する支援を行っていく必要があります。

(4) 就労・生活支援体制の整備を行う

就労が継続するための各種支援を専門的に行う、就労・生活支援体制を構築することが不可欠です。



5. 計画の体系



6. 計画の策定体制

障がい者に対する各施策のあり方については、障がい者はもとより、広く市民の意見を把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

1 総社市障がい者実態調査

計画策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体障害者手帳[※]所持者、療育手帳[※]所持者及び精神障害者保健福祉手帳[※]所持者等を対象に実態調査を実施しました。

(1) 調査の対象と調査方法

身体障害者手帳[※]を所持されている方、療育手帳[※]を所持されている方、精神障害者保健福祉手帳[※]を所持されている方、自閉症[※]・情緒障がい[※]で特別支援学級に通学されている方の保護者に、郵送による配布、回収を行いました。ただし、自閉症[※]・情緒障がい[※]で特別支援学級に通学されている方の保護者については、学校を通じた配布・回収を行いました。

(2) 調査の期間

平成23年7月19日（火）～平成23年8月12日（金）まで

(3) 回収結果

	発送数	回収数	回収率
合計	2,980通	1,684通	56.5%
身体障がい者 [※]	2,285通	1,332通	58.3%
知的障がい者 [※]	398通	198通	49.7%
精神障がい者 [※]	172通	100通	58.1%
自閉症 [※] ・情緒障がい [※] で特別支援学級に通学されている方の保護者	125通	53通	42.4%
無効票		1通	

2 障がい者団体との意見交換

平成23年11月24日に障がい者団体（総社市身体障害者福祉協会，総社市手をつなぐ親の会，NPO法人あゆみの会）との意見交換を行い，日常の生活で困っていることなどの生活課題を聞き取りました。

3 総社市障害者施策推進協議会

事務局による各施策分野の資料等の収集，現状・課題の整理，分析を行い，それを基に総社市障害者施策推進協議会（以下，協議会）に提出するための計画案を作成しました。協議会は保健・医療・福祉関係者，学識経験者，各種団体の長などで構成され，事務局にて作成された計画案について意見をいただき，修正を加え，最終的な計画内容を決定しました。

4 総社市地域自立支援協議会

障害者自立支援法の施行に伴い，平成19年3月から障がい福祉関係機関が相互に協働し，障がい福祉に関するシステムづくりを推進することと，相談支援センターゆうゆうを適正に運営すること等を目的として「総社市地域自立支援協議会」が設置されています。本計画の策定に際しては，この自立支援協議会での協議事項を計画に反映させるとともに，必要に応じて意見を聴取しながら策定しました。

5 総社市障がい者千人雇用委員会

平成23年度から5年間で，障がいのある人1,000人の雇用を目標として設置し，障がい者雇用に取り組む考え方や障がい者雇用に関連する各種助成制度及び支援制度の研究，障がい者雇用の課題とそれに対応する実効性のある施策の検討などを行いました。委員は，市内外の障がい者関係団体をはじめ，特別支援学校やハローワーク，企業や岡山県立大学などの有識者です。

委員会での協議事項をまとめた「中間報告書」を計画に反映させるとともに，委員会において，当事者，地域団体からの意見を聞き取りました。